

2006 年 6 月 23 日

株式会社 みずほ銀行

住宅ローン団体信用生命保険における三大疾病保障特約の取扱い開始について

みずほ銀行(頭取 杉山 清次)は、2006 年 7 月 10 日より、住宅ローンにおいて三大疾病保障特約付団体信用生命保険(幹事会社:第一生命保険相互会社)の取扱いを開始いたします。お客さまの疾病保障ニーズの高まりを受け、お客さまご自身が選択可能な商品としております。

記

< 商品概要 >

	三大疾病保障特約付団体信用生命保険
お借入金額	50 万円以上 1 億円以内
お借入時年齢	お借入時満 45 歳以下
お借入金利	住宅ローン金利 + 0.3%
特約の加入形態	保険契約者をみずほ銀行、被保険者をお客さまとする団体信用生命保険 (30 百万円を超える申し込みの場合、所定の診断書の提出が必要となります)
保険金支払条件	・ 死亡・高度障害 ・ がんと診断されたとき ・ 急性心筋梗塞を発病し、60 日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき ・ 脳卒中を発病し、60 日以上神経学的後遺症が継続したと診断されたとき

みずほ銀行では、今後ともお客さまに一層ご満足いただけるよう積極的に商品・サービスの拡充に取り組んでまいります。

以 上

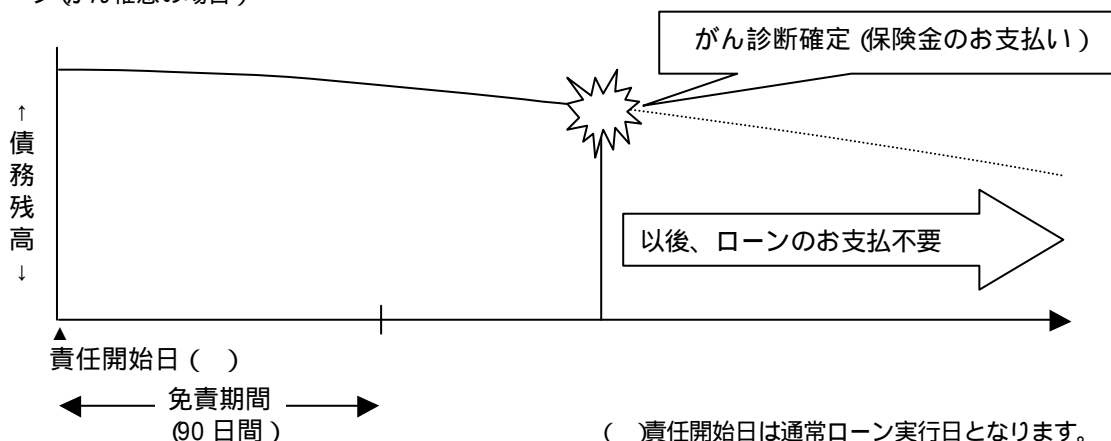
【 * 以下は、プレスリリースに添付された資料ではありません。 】

団体信用生命保険（3大疾病保障特約付）の主なお取扱のご説明

○ 団体信用生命保険（3大疾病保障特約付）とは？

ご死亡・所定の高度障害に加え、3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し、所定の状態となった場合にも、以後の住宅ローンの債務の返済が不要となる生命保険です。みずほ銀行が契約者・保険金受取人、住宅ローンご利用者が保険の対象となり、支払われた保険金が債務に充当されるしくみです。

<イメージ（がん罹患の場合）>



死亡保険金・高度障害保険金をお支払いする場合

- 保険期間中に、死亡された場合
- 保障開始日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合

3大疾病保険金をお支払いする場合

- 保険期間中に、所定の悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定された場合。
 - 1 特約の責任開始日前に悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されていないことを要します。
 - 2 特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物に罹患したと医師により診断確定された場合、90日以内に診断確定された悪性新生物の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含む。）は3大疾病保険金をお支払いしません。
- 特約の責任開始期以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断された場合
- 特約の責任開始期以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合

【留意点 団体信用生命保険（3大疾病保障特約付）】

記載の内容は商品の概要を説明したものです。保険金が支払われない場合など重要なお知らせがありますので、この生命保険のお申し込みにあたっては、申込書類に添付される団体信用生命保険（3大疾病保障特約付）の「重要事項に関するご説明（契約概要・注意喚起情報）」を必ずお読みいただき、内容をご確認ください。